

佐賀県教育委員会事務局の呼称に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

### 佐賀県教育委員会規則第2号

佐賀県教育委員会事務局の呼称に関する規則を廃止する規則

佐賀県教育委員会事務局の呼称に関する規則（昭和26年佐賀県教育委員会規則第21号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。